

ひらかたゼロカーボン推進補助金交付要綱

令和 6 年 8 月 30 日制定
枚方市要綱 第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するひらかたゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、脱炭素化に資する再生可能エネルギー発電設備等を設置する者に対して交付することにより、本市における脱炭素社会の推進を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らが所有し、及び居住する市内の一戸建ての住宅並びにその敷地をいう。
- (2) 事業所 工場、事業場、店舗、事務所の用に供する建築物その他これらに類するもの及びその敷地をいう。
- (3) P P A 需要家が、発電事業者が当該需要家の敷地内に設置した太陽光発電設備で発電した電気を購入する契約をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申込みのあった日の属する年度において、次条に掲げる同一の設備（同一の住宅及び事業所に設置するものに限る。）の設置について補助金の交付を自ら又は同一世帯に属する者が受けていない者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団等でない者

(補助対象行為)

第 5 条 補助金の対象となる行為は、次に掲げる補助金の交付の対象となる設備（第 1 号から第 4 号までに掲げる設備は別に定める要件に該当するものに限り、P P A 又はリース契約により導入するものを除く。以下「対象設備」という。）を住宅に設置すること又は自らが所有する事業所で事業を営む法人若しくは個人（以下「事業者」という。）が既存の市内の事業所又は購入する市内の事業所に設置することとする。

- (1) 太陽光発電設備（自家消費型のものに限る。）
- (2) 前号に掲げる設備の附帯設備である蓄電池（家庭用のものに限る。）
- (3) 高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機のうち市長が指定する家庭用のものに限る。）
- (4) コージェネレーション（家庭用燃料電池のうち市長が指定するものに限る。）

(5) 次のいずれにも該当する電気自動車（家庭用のものに限る。）

- イ 新車であるもの
- ロ 国が交付する補助のうち市長が指定するものの交付の対象となる銘柄であるもの
- ハ 自動車検査証に記載されている所有者の氏名及び使用の本拠の位置が対象者の氏名及び住所と同一であるもの
- ニ 令和6年6月25日から令和7年1月末日までの間に初度登録又は初度検査されたもの
- ホ 再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うもの又は再生可能エネルギーが含まれた電気が供給されていることを証明できるもの

(6) 次のいずれにも該当するV2H充放電設備（家庭用のものに限る。）

- イ 新たな設備であるもの
- ロ 国が交付する補助のうち市長が指定するものの交付の対象となる銘柄であるもの
- ハ 再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うもの又は再生可能エネルギーが含まれた電気が供給されていることを証明できるもの

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる対象設備に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

対 象 設 備	補 助 額
太陽光発電設備	次に掲げる単価に別に定める発電出力を乗じて得た額とする。ただし、住宅に設置するものは630,000円、事業所に設置するものは2,500,000円を上限とする。 (1) 住宅に設置されるもの 105,000円/kW (2) 事業所に設置されるもの 50,000円/kW
蓄電池	蓄電池の価格及び設置に係る費用の額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を除く。）の3分の1の額とする。ただし、470,000円を上限とする。
高効率給湯器	高効率給湯器の価格及び設置に係る費用の額（消費税相当額を除く。）の2分の1の額とする。ただし、100,000円を上限とする。
コージェネレーション	コージェネレーションの価格及び設置に係る費用の額（消費税相当額を除く。）の2分の1の額とする。ただし、300,000円を上限とする。
電気自動車	100,000円
V2H充放電設備	40,000円

（補助金の交付決定に通常要すべき期間）

第7条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、30日間とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和6年6月25日以降に行った対象設備の購入、設置の工事の着工その他

これらに相当する行為として別に定めるものに係る補助対象行為について適用する。